

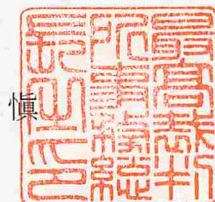
最高裁秘書第1046号

令和2年4月8日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和2年3月8日付け（同月10日受付，第014765号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成28年8月23日付け最高裁判所事務総局総務局参事官事務連絡「裁判所の敷地内において加害行為が発生した際の留意点について」（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当） 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(庶ろ-15-A)

平成28年8月23日

高等裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 福 家 康 史

裁判所の敷地内において加害行為が発生した際の留意点につ
いて（事務連絡）

標記の留意点について、従前の議論を踏まえ、別紙のとおり整理しました。各庁において、裁判官を含む関係職員に対し、本事務連絡を周知すると共に、訓練を実施するなどして、実際の加害行為発生時に遺漏なく対応できるようお取り計らいください。

なお、管内の地方裁判所長及び家庭裁判所長に対しては、貴職から連絡してください。

(別紙)

- 1 加害行為については、事前にその兆候を察知し、これを予防することが最も望ましく、かつ、最も重要であることはいうまでもないが、加害行為が発生してしまった場合の対応についても、あらかじめ検討しておく必要がある。
- 2 加害行為が発生してしまった場合の対応においては、被害を最小限に抑えること（被害拡大防止）が重要、とりわけ来庁者の安全確保が最も重要であり、日頃からこの点を意識し、準備しておく必要がある。準備に当たっては、特に以下の点に留意する。

- (1) 職員が自ら直接加害行為者を制圧することは相当でない。職員は一般的に制圧に精通しているとはいえないため、安易に制圧行為に及んだとしても、加害行為の抑止を効果的になし得ず、最悪の場合には職員や来庁者に更なる被害を生じさせる危険もあるからである。加害行為者の制圧は警察と連携して行うことを原則とし、職員（以下、外注警備員を含む。）のみで行うことを想定するべきではない。

仮に来庁者が制圧行為に及ぼうとした場合にも、来庁者の安全確保の観点から、職員において来庁者による制圧行為を制止すべきである。

したがって、加害行為が発生した場合は、現場の職員から事務局へ速やかに連絡を行うと共に、警察への連絡を最優先とすべきである（警察への連絡は、状況に応じて現場の職員又は連絡を受けた事務局から行うことが考えられる。）。そして、警察官の迅速な臨場が得られるように警察との連絡窓口を明確にしておくなど、日頃から警察との協力態勢を設けておく必要がある。

もちろん、現に加害行為が発生した混乱した状況の下では、職員が自身あるいは来庁者の安全確保等の目的で、とっさに制圧等の行為に出る場合もあるであろうが、そのような場合でも、職員のみによる制圧行為が継続され職員に被害が生じることをできる限り防ぐ必要がある。したがって、そのような場合であっても、警察官による速やかな臨場を得られるよう、上記連絡を速やかに行

うことが必要である。

(2) また、来庁者や職員が現場に近づくことにより被害が拡大する可能性が生じるところ、そのような事態を防止するためにも、迅速に対策本部を立ち上げた上で、現場に必要な人員を派遣するなどして情報収集し、その情報を対策本部に集約すると共に、必要な情報を来庁者や職員に対して伝達しなければならない。状況によっては、職員が安全な動線を確認して、来庁者を誘導等する必要も生じ得る。さらに、加害行為者が制圧された後に、そのことを職員に伝達して不安を解消することについても意識する必要がある。

(3) さらに、加害行為が発生した場合には、裁判所として適切に説明責任を果たし、裁判所に対する信頼を確認する必要がある。そのためにも情報収集は重要となる。この観点からは、加害行為者が事件関係者かどうかなどについて、事件部から適切に情報収集する必要もある。

3 なお、加害行為発生時に、現場や対策本部は、繁忙となり、混乱も予想される場所、そのような中で、迅速に情報を収集し、伝達するなど、適切な対応をとることは容易ではない。そこで、加害行為が発生した場合に求められる行動をあらかじめ整理し、役割分担を定めるなどして、情報流通経路等を確認し、実際の場面でそれが機能するように、普段から訓練等を行っておくことが不可欠であり、その際には、警備用の備品の保管場所等を確認し、使用方法についても習熟しておく必要がある。